

総務文教委員会記録

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第77号 光市奨学金条例の一部を改正する条例

【説明】原田教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

【質疑】

○土橋委員

財団法人と公益財団法人は、何がどう違うのですか。

○原田教育総務課長

公益財団法人と財団法人についてですが、法律の改正前は、社団法人と財団法人という形で二種類の公益法人がありました。その後、公益法人制度改革によりまして、これらの法人が廃止され、登記のみで設立できる一般社団法人と一般財団法人というのができました。その一般社団法人と一般財団法人の中で、公益性の認定を受けたものについては、公益社団法人、公益財団法人という名称を使用できるようになりました。

ですから、従前は社団法人、財団法人の二種類の法人であったものが、法律の改正後には、一般社団法人と一般財団法人、その中で、公益性の認定を受けたものについては、公益社団法人、公益財団法人という名称となり、四種類の法人となっております。

なお、公益社団法人、公益財団法人については、その公益性が認定されているので、税法上の優遇措置があります。

○委員長

土橋委員、よろしいですか。

○土橋委員

よろしくはないが、よろしい。

【討論】なし

【採決】全会一致で「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質疑】

○加藤委員

何点かお聞きしたいと思います。

まず、話題になっているいじめの件についてお聞きしたいと思いますが、先般報道でもされていますが、大津市のいじめから自殺に至るようなところでかなりの報道がされています。私は、この報道に関する限りですが、この事件を見る限りにおいて、いろいろな教訓があるのではないかと思っています。

まずお聞きしたいのは、大津市の事例を見た限りにおいて、本市の教育委員会がどういう感想を持って受けとめたか、どこに問題があったとかいうのがあれば、すこしお聞かせいただきたいと思っています。

○吉村学校教育課長

6月あたりから大津市のいじめによることが原因ではないかという自殺報道が、随分なされて、その後も大津市だけでなく各県いろいろなところでそれに似たような事実が次から次に判明してきております。きょうも昨日も新聞を見ますと重大な出来事がありました。やはり教育委員会としても、学校の教員たちも、保護者さん、それから市民の方々も、皆さんやはり新聞報道を見る限り、心を痛めておられると思うし、本当にやるせない気持ちです。

そうした中で、報道は、私たち市民にいろいろな実態を伝えてくださっているのですが、学校に近い立場にある教育委員会は、報道されている部分だけでなく、学校が今どういう問題を抱え、日夜、いかに一生懸命取り組んでいるのかという姿勢に寄り添いながら、光市の学校で取り組みはいかにあるべきかという視点で、この大津市の報道を注視させていただいております。

加藤議員さんお尋ねの件についてお答えするのに、私どもは光市のスタンスをどうするかという点で見たときに、大津市などの県外の出来事を教訓にしたいという意味合いでお答えさせていただきたいと思っています。大津市の対応のどこがまずいとかいう部分は、報道の部分だけで私たちが言うのは、僭越ながら同じ教育に携わる側としては見えない努力の部分まで批判してしまいそうな気がしますので、そこは少し慎重にお答えさせていただきたいと思っています。

大津市のことで言いますと、自殺が起こる前と自殺が起こった後と大きく二つに分けて、今考えております。

まず、事前という場面であれば、時系列でみると、学校として取り組まなければいけないことは、子供たち、児童・生徒をいかに理解していくかという、これがキーワードになろうかと思っています。子供の様子をいかに見ていくかということです。

この件で、学者さんの話を思い出すとともに本を読みながら、また、指導主事や学校の先生たちともいろいろな話題に上げながら整理してみると、文科省は「いじめ」とひとくくりで定義を出しております。しかし、ご存知のように、幼稚園、保育園、小学校の1年生、2年生の段階の子供たちは、いわゆる「いじわる」といわれる段階です。友達に昆虫を背中にくっつけてみたとか、運動会の練習のとき、後ろから小石を投げて気をそらしたとかという「いじわる」の部分があります。次の段階が、文科省が定義しているいじめの部分です。それから次に、今回大津市の事案のように恐喝とか暴行など警察が出てもおかしくない状態の内容、いわゆる「非行」です。子供の発達段階できれいな

に区分けはできませんが、「いじわる」というもの、それから「いじめ」、それから「非行」これを全部ひとくくりにして今「いじめ」という言葉でとらえられて、報道からいじめということが出ています。これが「いじわる」の段階のことなのか、一人の子供が心に負担を感じている状況なのか、そしてもう恐喝までに至って社会的に認められないことをする範疇、すなわち警察も対応していただいても不思議はないような状態なのかということ、子供同士の様子を見ながらきちんと心を理解してあげなければならぬ。今回の件は、トイレで数人が集まって一人が囲まれている状況を見て友達が知らせに来たとき、また、運動会の応援練習のときに見えないところで寄ってたかって暴行を受けているのではないかという疑いがあるとき、この様子を見た教員が、ふざけ合いとかいじわるなどという幼児期や小学校低学年のかかわり合いの視点で、中・高校生の行動をとらえていた、そういう生徒理解の仕方では不十分だと思うわけです。

それから、どれがいじわるで、ふざけ合いか、いじめや非行かという視点をきちんと持って子供の様子をしっかり理解し、声かけられることが教員にできなければならないと思います。子供と教員の間によほどの信頼関係がないと、子供も教員になかなか打ち明けられないということを経験し、児童理解、生徒理解力を持ち、子供が相談できるような関係を日ごろから結ばなければいけないと思います。こうしたことを、教訓とし先生方に伝えていかなければならないし、そういう強い気持ちを持っている教員も多いと思いますので、学校と教育委員会、教員同士でお互い議論し合って、さらに強固な体制にしていきたいと思っております。

次に、事後ですけれども、いじめとしてのアンケートを取ったけれども、いじめとしての認識がなかった。あるいは、アンケートの中身が、被害に遭われた保護者さんに伝えられていないなど、いろいろなことがありましたが、このキーワードは、「亡くなられた子供さんと、それから保護者さんの立場に立った誠意のある対応」に努めることが大事だということです。「まだアンケートでははっきりわからないから、公表できません」とか「加害者と思われる子供さんにも、まだ確認ができていません」とかオープンにできないという事情はありますが、動き始めたことに対して、「現在ここまで取り組んでいます」と、被害者になられた方々のお気持ちを察しながら対応していくことが必要です。とにかく全容が、すべてが明らかになるまで、何も表に出せないということでは、誠意ある対応といえないと思います。こうした誠意ある対応が必要であります。

怪我とか事故とかに発展したいじめがあったときに、どこの学校も教育委員会も誠意ある対応をしているつもりです。ところが、事案が発生したときに、誠意ある対応をどのようにして伝えるかについては、教育委員会と学校が一緒に考えるシステムが必要であると考えております。この大きく二つを私どもが今教訓にしたいと考えております。

ちなみに、山口県ではCRT（クライシス・レスポンス・チーム）というのを緊急時に学校に派遣する制度があります。例えば、自殺が起こった、あるいは鉄道事故や交通事故で子供さんが亡くなられたとします。学校の校長室に臨床心理士や保健師とかいろいろな立場の方が入り込んで、子供さんや保護者や教員の精神的なメンテナンスや報道などの外部に対応する方法を指示・助言するシステムがあります。事故直後の3日間に集中して方向性を示して動きをつくるチームです。学校や教育委員会と協議をしますが、

場合によっては、判断に時間がかかってしまう校長や教育委員会の意向を待つことはせず、C R T主導型で押し進めます。そのぐらいの強硬なチームがあります。

例えば、生徒にどんな校内放送を流して落ち着かせるか、全校集会の開き方をどのようにするか、どのような保護者あての通知文を持たせるか、通知文の中身はどうであるべきか、短時間の内に指示を出し、対応する。私は、その講習会に出たことがあるのですが、すけれども、刻々と進む時間の中で、報道発表の時刻を決めたり、それまでに準備物を整えたりと演習をしました。本県の場合は、そういうチームを持っていて、いざ出動要請をかけたときには来てくださるシステムがあります。こうした事後の対応のところで、躊躇することなく危機対応できる意識と体制が教育委員会にも要るということを感じております。

○加藤委員

その点はわかりました。きのう新聞報道がされました。2011年度のいじめの緊急アンケートに基づく文科省の集計が出て、いじめが全国で7万231件、これはいじめではないですが、子供の自殺というのが200人を超えている。いじめによる自殺と認定されたのが4人、自殺の原因が不明なのが115人ということでした。

これが、山口新聞にも載っているのです。各県によってそのいじめの1,000人当たりの件数であるとか、解決率であるとかという詳細なデータが出ているのですが、この数字は、どういう数字なのか。そもそも県教委が出して、県教委でまとめて出した数字なのか、市教委まで下りてきて、あるいは学校まで下りてきて出した数字なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○吉村学校教育課長

詳しいデータ等を酒井が以前、県でも担当しておりました、詳細を述べられると思いますので、主幹で対応させていただきます。

○酒井学校教育課主幹

私が生徒指導全般を担当しておりますので、詳細について述べさせていただきます。

まず、この数値ですけれども、7万件というショッキングな数値が出ておりますが、この調査そのものは、毎年文部科学省が年度末に、その年度の生徒指導にかかわるいじめ、暴力、不登校、いわゆる生徒指導上の諸問題と呼ばれるものですが、この調査の結果をまとめて、公表しているものです。

全国の数値をまとめますので、精査するのに相当時間がかかります。これに数カ月かかりまして、昨年度平成23年度の数値が、例年でありまして8月中ですが、ことしは少し遅れ込んでおりまして、9月11日の段階で公表されたということです。したがって、例年実施している生徒指導上の諸問題調査の中の数値、全国の数値が集計をされて出てきた、その数が7万件ということです。

そして、この数値の公表と併せて、山口県教育委員会も県の状況を公表する、報道発表するというので、同じように9月11日に発表しております。県では500弱という数

値だったと思います。

なお、本市の状況については、平成24年度に入った段階で速報値としてもわかりますので、この数値については既に教育委員会会議、また、学校の管理職や生徒指導主任が集まる会議等でお示しをし、協議してきております。

○加藤委員

これは参考までに聞きますが、光市のこれに基づく数字はどのようになっていますか。

○酒井学校教育課主幹

本市の場合、昨年度11件です。小学校が4件、中学校が7件ということです。

○加藤委員

わかりました。

それから、大津市のところで、私が記者会見で少し疑問に思ったのは、ああいう場合、事件事後でもそうだし、問題が起きたときに、教育委員会を代表して記者会見なり、あるいは保護者に向けて、市内に向けて公式に話すときには、一体これは誰の役目なのかというのを、疑問に思ったわけです。大津の場合は並んでおっしゃっていたけれども、主に話されているのは教育長であったと思うわけです。その辺から教育委員会のあり方としてどうなのかという、根本的な疑問を持ったわけです。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○吉村学校教育課長

私たち、教育委員会の事務局として、いろいろな事務委任を受けて事務をつかさどっておりますが、その教育委員会の中の一部を委任されてつかさどっている長は教育長がおられますので、やはりそういう記者発表、記者会見等の対応は基本的に教育長さんがされるということが基本原則だと思っております。

○加藤委員

それはわかりますけれど、私は外に向けて何か教育委員会の立場を話すときには、必ずそこには教育委員長、代表されるのは教育委員長であると思うわけです。だから、その辺のところ、いかに教育委員会のレイマンコントロールがきいていないという、僕は津を見ていても証左ではないかと思ったところもあるのですが、どうでしょうか、その辺は。教育委員長がきちんと責任を持ってしゃべることができないという体制に、その辺の問題があるのではないかと。細かいところは事務局長である教育長が補佐するのは構わないとしても、大局的なところでは教育委員長がきちんとしゃべることが必要でないかと思いますが、教育長はどう思われますか。

○能美教育長

事案の内容にもよると思います。内容によっては校長が対応することも考えられない

ことはないと思うのですが、基本的には今学校教育課長がお話したように、教育委員会事務局として、学校と一緒に学校の課題解決に向けて取り組むことを考えれば、やはり校長同席のもとに教育長が責任を持って対応するというのが基本だと思います。

ただ、お示しのように、教育委員会制度そのものを考えると、例えばレイマンコントロールの趣旨等を考えたときに、問題によっては教育委員長が対応ということも考える必要がある部分もあるのかと、今のお話をお聞きしながら思いましたので、この辺は少し整理をさせていただきたいと思っておりますが、先ほども申しましたように、教育長が校長同席のもとに対応するのが基本ではないかとは思っているところです。

○加藤委員

それから、もう一つの点、大津の件に限らず、首長の関与があったと思うのです。これもどうなのかというところがあって、要するに、教育委員会は詳しいことはわかりませんが、どうしても仲間内とはいいませんけれども、その業界内のことでとどまってしまう傾向があるのに対して、首長、あるいは政治側のほうには、非常に世論に敏感という、いい面もあるし悪い面もあると思うのですが、その件に関して、大津の場合は途中から政治が出てきて、それによってある意味、スピーディーに解決したという面がないではないと思うのですが、その辺の首長さんの関与について思うところがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○能美教育長

基本的に、教育委員会は独立していますので、教育委員会で責任を持って対応するというのが原則であると思っております。ただ市政に対する考え方とか、人づくりに対するいろいろな思いとか、そういうものをそれぞれの首長が持つておられると思うわけですが、私はその辺はしっかり基本的に踏まえた上での教育委員会の役割だと思っております。こうした教育に関する問題が発生したときに、当然首長を中心とした首長部局の関係者に情報提供をして、意見を求めるというステップは、必ず私は必要だと思っておりますし、伝えておいたほうが良いと思うことは、できるだけお話をしてお気づきをいただくということをお努めているつもりではあります。まだ制度化した仕組みまでには至っておりませんが、首長の意見を求めるということは、私は必要だと思っております。

○加藤委員

具体的な話を聞きますが、例えば、その自殺という最悪な状態を、私はいじめというのは基本的には撲滅はできない、いじめは減らすことは必要ですが、撲滅はできないと思っております。ゼロを目指すとは必ず隠ぺいにつながるのではないかと考えていて、いじめはあるという前提に立って、いかにその最悪な状態を起こさないかということを中心に置いていただきたいと思いますというわけですが、例えば、いろいろな形でいじめが見つかるというか、現認されるということがあると思うのですが、そういうときはどういうルートを通って行くのかというのが、例えば先生が視認してこれはそうではないかといったときには、どういうルートを上げて共有化されるのか。あるいは、保護者から訴えが

教育委員会にあったときは、どういうルートで教育委員会の中で整理というか対応がされるのかというルートのことを教えていただけますか。

○吉村学校教育課長

いじめの現認といいますか、いじめを見逃さない、許さないという体制についての御質問だろうと思います。

まず学校で、子供からSOSが出やすい、そういう場面、機会を学校ではできるだけ努力してつくっております。学校の生活を振り返るアンケート、これは9月の第2週から、今のところ週1回は行う、それだけで全部スクリーニングにかけられるわけではありません。学校生活、人間関係を振り返って悩みはないかというようなことを問うようなものですが、それで気にかかれば、子供に声をかける。今、中学校や小学校でも、皆、毎日、日記を書くような状況があります。そうした中で、学校によっては教育相談週間を設け、子供と1対1で行うような面談週間があり、悩みがあればそれに対応するために、子供からの発信を受ける受け皿を作っておくということです。

また、担任以外の先生が気づくような場合があります。中学校などは教科担任や部活顧問が感じ取ることがあります。学校内で生徒指導の対策チームをすぐに集められるような体制を取っております、そこで情報を共有化し、子供への確認、子供一人ひとりを尊重しながら実態を把握していく。その後、事実がある程度確認できれば、保護者さんにも確認しながら対応していく体制が学校にはあります。

例えば一人を取り囲んで毎日のように暴力が起こっているとします。そうしたことを保護者さんやほかの子供が先生に通報した場合、学校はすぐにチームを組んで対応しながらも、教育委員会に一報を入れる。教育委員会はすぐ出向く。そして内容を聞いて、学校の対応の不足部分、これに支援や助言を送るという体制でおります。そのときに、当然警察の出動が必要な場合や臨床心理士が必要な場合には、検討会議を開いて対応しております。

そういう流れやシステムを、ここ数年、構築してきたつもりではあります。

○加藤委員

もう1点確認だけさせていただきます。文科省のそのいじめに関するポイントの中でも、要するにどうにもならない場合は、当該生徒の出席停止、いじめる側の出席停止であるとか、あるいはさっきも言われた暴行、恐喝みたいになった場合は、警察との連携も視野に入れて対応せよという話が出ております。

例えば、出席停止は、どこのだれの権限に属するのかということと、あるいはさっき言われた警察との連携にこれはしないといけないということについては、誰の権限と判断になるのかだけ、教えてください。

○酒井学校教育課主幹

出席停止についての御質問です。

まず、この出席停止制度についてですけれども、これは学校教育法第35条に規定され

ております。「市町村の教育委員会は、性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときには、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる。」とされております。この制度は出席停止を命じる児童・生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点からつくられています。したがって、この出席停止制度の命令権者、権限は、校長や教員ではなく、教育委員会にあります。

それから、先ほどの暴行や恐喝等、法に触れる犯罪と認められる行為があった場合、警察等の関係機関への通報をどうするのかということですが、事前に教育委員会と協議ということも考えられますが、基本的には校長判断で行います。

○加藤委員

わかりました。さっきも言いましたけれど、いじめをゼロにするということは非常に大事なことです。あまりゼロ、ゼロと目指すのではなくて、あるという前提に立って、いかにその当該生徒を守るかということで、最悪な事態を、光市の中でも引き起こさないかということに主眼を置いたいろいろな取り組みをお願いしたいと思います。

あと2点、違う件でお聞きします。

最近、テレビでも領土問題についていろいろな話があります。それで、改めて今の光市の子弟が読んでいる、勉強している教科書について、領土についてどのように勉強されているかということ調べてみたのですが、今の報道からすると、必ずしも教科書の記述は十分ではないのではないか、そこに補足する必要があるのではないかという気が私はしていますが、現状その領土に関する授業、教育は、どういう形で行われているかを教えていただきたいと思います。

○吉村学校教育課長

加藤議員さんは、光市で採択しております中学校の東京書籍の教科書をお持ちのようですが、その中に示してある内容では少し不足しているのではないかというお話でした。

まず、学習指導要領でどのように示してあるかということをお話させていただきます。

中学校の学習指導要領、解説編の中を読ませていただきますが、「領域の特色」と「変化の中の領域とは」ということで書いてあります。少し専門用語になりますが、「領土だけではなく領海、領空から成り立っており、それが一体的な関係にあることをとらえさせることを意味している」と。それで、我が国の海洋国家としての特色を取り上げることが内容の取扱いで書いてあります。例えば、我が国の領土はたくさんの島々からなり、それらは弧状に連なっていることや、他の国々と国土面積で比較したり、領海や排他的経済水域を含めた面積で比較したりするなど、我が国の海洋国家としての特色をさまざまな面から取り扱うことを意味しています。また、我が国は四面が海に囲まれている国土であるために、直接他国と陸地を接していないことに着目させて、国境が持つ意味について考えさせる。そして、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切であると、こう解説してあります。

北方領土、我が国の領土をめぐる問題にも着目させる、あるいは北方領土については我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めているなど、縷々書いてあります。

こういう取り扱いをしていくために、教科書が資料として、あるいは内容として両方の性格を持って教科書が編集されているわけです。その中で、北方領土とか、竹島についても、どちらかという主文は二、三行、そして竹島はコラムとして横に枠出しされているなど、端的に現状が書いてありますけれども、加藤議員さんおっしゃるのは、それ以上のことを勉強するのかという話であろうと思います。

国の情勢等もいろいろ変わってきておりますし、教室の中で「領土」について教員の私見的な内容から教材を掘り下げすぎるといったような教材を作ったり、それから子供たちにある一方的な考えだけでこの問題を掘り下げさせたりすることについては留意すべきであって、教育基本法にもあります教育の中の中立性や公平性を保った授業をしていく必要があるかと思っております。

木村議員さんが議会の一般質問で御質問なされたときにもそのスタンスでお答えしているかと思いますが、深めていくことについてはなかなか微妙な難しいところがあるかと思っております。漠然としたお答えになりますけれど。

○加藤委員

もう1点、お聞きします。これと絡むのですが、私が近所の子供を含めて、いろいろな小学校・中学校の児童・生徒、うちの子も含めてですけれども、接するときに、国民の祝日をあまりにも知らないということを前々から思っていて、これは学校のカリキュラムの中ではどのような扱いになっていますか。確かある程度は、教えなければいけないことになっていると思うわけですが、その辺についてはどうでしょうか。

○吉村学校教育課長

これは、小学校の指導要領の社会科の中に次のように示してあります。

政治の働きと国民の生活の関係の指導については、国民生活とのかかわりが大きい具体的事例として国民の祝日を扱うようにしている。これは小学校6年の内容にあります。その際、国民の祝日に関する法律に定められている内容や、由来などを取り上げながら、それぞれの祝日について関心を持ち、その祝日が設けられている意義について考えることができるように配慮する必要がある。これは、小学校の社会科の中で、特に内容としてしっかり扱いたまおうという意味合いです。教科書の中にも、日本国憲法の制定を記念する日とかといったような事例、あるいは国民の祝日調べとか、そうした内容で小学校6年の教科書には扱っていて、具体的に意義等を6年の段階で教科として扱うようになっている。ただ、それまでに1年生、2年生、3年生、当然学校が休みになるわけですから、その意味合いは、学級担任、教科としてでなくて朝の会とか帰りの会等で簡単に触れる程度になっておろうかと思っております。

ですから、議員さんおっしゃるような子供たちが祝日についてどういう意味があつてということをもっと表現できる状態にはなっていないかと思っております。

○加藤委員

わかりました。長くなるので、以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①認定第4号 平成23年度光地域広域水道企業団水道用水供給事業決算について

【説 明】小田企画調整課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

広域水道についてお聞きします。光地域広域水道事業団は、解散の議決も済んでこの決算書が認定されれば、全部手続は終わりということになるかと思うわけですが、そうは言いましても、中山川にダムはあって、今後維持管理はしていかなければならない。これは県がやるという確か説明だったかと思えます。こういった今後発生するダム管理の負担金、こういったものについて、光市としてはどの程度必要なのでしょうか。

○小田財政課長

広域水道の決算認定に関連してのお尋ねですが、私からお答えをさせていただきたいと思えます。

今後のダムの負担金については、基本的には所管は生活安全課になるわけですが、参考までに申し上げますと、平成24年度の当初予算におきましては、衛生費の中に中山川ダム維持管理費負担金として347万5,000円、約350万円を計上しているところです。この程度で将来的にも推移していくものと見込んでおります。

○笹井委員

わかりました。

今度は企業債の関係にいきまして、20ページから企業債の事項がありまして、当然今後償還していかなければいけません、この中で、光市の負担はどれぐらいになるのでしょうか。

○小田財政課長

光市の負担分についてのお尋ねですが、決算書の20ページ以降に企業債の明細書が添付されております。23ページの一番下、右から5列目に未償還残高として14億8,890万円が明記されております。いわゆる企業団が解散したときの残された債務、元金であります。このうち、光市の負担割合であります46.34%が光市負担分でありますので、約

6億9,000万円の債務を本市が引き継ぐ、継承するという事になるかと思えます。

○笹井委員

わかりました。20ページから23ページのこの企業債を見ますと、特に昔の、20ページにある57年とか、58年、59年に借りているものを見ますと、なるほど利率が7%とか6%とかで借りている。最近では3%とか2%だと思うわけですが、償還の終わる時期を見ても、まだ27年とか28年とかいうものが残っていますが、これはこのまま、高い利率のまま返していくのでしょうか。

○小田財政課長

先ほど申しました、光市の引き受けた6億9,000万円の元金であります。確かに議員御指摘のように57年から平成3年、4年と、5%を超えているような高い利率の時期がありました。これについては、光市が引き受けた後に、公的保証金免除制度を利用して、5%以上の利率の起債については、これを繰上償還して借り換えるという手続を取りたいと考えております。既にその作業に入っておりますので、先ほど言いました6億9,000万円の元金のうち、5%以上の企業債であります約2億2,000万円程度を借り換えたいと考えております。

その借り換えによる利息の削減効果は、約3,200万円程度だと試算しております。

○笹井委員

わかりました。3,200万円と結構やはり大きな金額です。これを漫然と返したらそれだけ損をしていたというか、それだけの効果が生まれなかったことになると思えますので、大変喜ばしいことだと思えます。

【討 論】なし

【採 決】全会一致「認定すべきもの」

②議案第75号 平成24年度光市一般会計（第3号）〔所管分〕

【説 明】小田財政課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

先ほど財政調整基金の年度末の見込み額が17億8,000幾らと言われましたが、財政健全化計画を昨年度末作成しておりますが、これでいくと幾らを見込んでいて、それとの乖離額は幾らになるのでしょうか。

○小田財政課長

財政健全化計画では、約35億円を28年度末までに積み立てるということでもあります。それまでの間について、その額の上下は、当然財政調整でありますのであろうかと思いますが、財政健全化計画に対する24年度末の見込みでは、財政調整基金が今言いました17億8,600万円程度、減債基金については11億4,400万円、両方合わせて29億3,000万円が財政調整基金と減債基金を足したものになります。これに、健全化計画ではまだ積み立てておりませんが、未来創造基金4億7,700万円でしたか、5億弱を積み立てる予定にしておりますので、これを加えますと35億円には若干手が届きませんが、ほぼ目標どおりの積立額は達成できるものだと考えております。

○笹井委員

わかりました。

【討 論】なし

【採 決】全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

【質 疑】

○笹井委員

今年度予算に計上されている公共施設マネジメントについて、お聞きします。6月議会の一般質問で質問させていただいたところ、一応今回、今年度から取りかかるのでいろいろ調査分析して詰めたいという返事があったかと思いますが、今現在の進捗状況については、どういうことをやっておられるのでしょうか。お答えください。

○小田財政課長

公共施設マネジメントの進捗についてのお尋ねです。

前回の議会でも若干御説明はさせていただいておりますが、現在の状況としては、今年度は調査研究ということですので、財政課の職員2名を7月の末でしたか、先進地に派遣して行政視察をさせております。神奈川県のア野市と愛知県の西尾市に視察に行かせております。両市とも公共施設の再編、再配置計画については、原則新たな公共施設は建設しないということで、総量を抑制していく、保有数量の抑制を図るという基本方針で取り組んでおられます。

中身を具体的に見ますと、優先順位をつけた上で、具体的な数値目標を掲げて取り組んでいる市もあれば、やはり今ある施設の長寿命化に視点を置いた計画にしているなど、それぞれ特徴があろうかと考えております。

御承知のとおり、公共施設マネジメントは、東高西低といわれておりますように、やはり東日本のほうが、取り組みが進んでおります。そうしたことから、今回そちらの方面に派遣しましたけれども、担当者の話を聞くことによって、その危機意識、危機感を

醸成するといいますか、その担当者の話を聞くことで、課題解決に向けての具体的なヒントなんかも得られたのではないかと思います。

ただ、この視察をした職員は2名ですが、今後は庁内全体でもやはりこういう問題に対しての危機意識を持つ、共有する必要があるかと考えており、この度視察した団体の担当者をお招きして、庁内の中での勉強会なりを開催していきたいという方向で現在調整を進めておりまして、講義の内容等、その日程調整を現在進めているという状況にあります。

○笹井委員

わかりました。私も幾つかの市へ視察に行きましたけれど、この問題は、この山口県内はすごく取り組みが遅れている分野だと思いますし、そういう面でやはり視察をされるなり、あるいは講師を招かれるなりということは大変喜ばしいことだと思いますのでよろしくお願いします。

質問が変わります。市の「広報ひかり」について、これは、印刷業者は入札で決めているかと思うのですが、今年度は結構いろいろ山谷というか、ごたごたあったような感じを受けているのですが、今年度の市の広報紙の入札の経過、結果について教えてください。

○今津広報情報課長

今、笹井議員さんの今年度の広報紙の入札経緯についてお尋ねでありますので、お答え申し上げます。

今年度ということですが、この入札については、平成21年度から広報編集機器の更新、編集ソフトの更新等で、技術的な進歩によりまして、ソフトやフォントなどが汎用的なものを活用できることとなりましたことから、平成21年度から請負業務の透明性の確保及び市内業者の育成といった観点から、平成21年6月に指名競争入札を実施いたしました。

以後、毎年指名競争入札を実施しているところですが、今年度については、5月15日に指名競争入札を行いましたところ、落札業者がありませんでしたので、業務期間を変更して、再度6月21日に指名競争入札を実施いたしまして、落札業者と契約したところ です。

契約期間については、8月から来年の3月までとなっております。

○笹井委員

5月15日に落札業者なしということですが、それは応募がなかったということですか。それとも、応募があつて入札はあつたけれど、落札の結果に至らなかったということでしょうか。

○今津広報情報課長

今のお尋ねですが、応札はありましたが、落札がなかったということで広報情報課に

通知が来ております。

○笹井委員

応札はあったけれど落札はなかった。その理由ぐらいは何か言ってもらわないと、ここの質問が終わらないのですが。

○今津広報情報課長

入札を執行しましたが、予定価格以下の応札がなかったと報告を得ております。詳しいことについては、所管課でお願いできたらと思っております。

○笹井委員

わかりました。だから5月に入札したら、低入札であってやり直して、6月には低入札でなくて、入札があって業者が決まったということですね。

○今津広報情報課長

そのとおりです。

○笹井委員

わかりました。印刷製本についての入札と、随意契約の違いとか境目の金額もお尋ねしたいのですが、これは総務部の所管になるのですか。

○今津広報情報課長

総務部の所管になると思います。

○笹井委員

わかりました。それは総務部でお聞きします。

○加藤委員

それでは何点か聞きますが、国会でガタガタありまして、特例公債法案が通常国会で審議未了という形になって、本来、地方公共団体に下りてくるべきお金が下りてこないということが報道等でされておりますが、光市において、その影響あるいは今後の予算執行に当たっての影響が出るのかどうか心配するわけですが、そののところをお願いします。

○小田財政課長

特例公債法案が不成立の中で、国が予算執行を抑制しているわけですが、その光市に対する影響というお尋ねだろうと思います。

御承知のとおり、国の抑制方針については、9月7日の閣議決定によって一定の方針が示されております。その大きな一つは、地方交付税の抑制と申しますか、分割交付と

ということがありました。ただ、これは実際には県分の9月交付分の地方交付税を3回に分けて払おうということでありまして、市町村分の交付税について、9月分については、全額そのまま既に交付されております。光市にも9月10日に、7億2,000万円程度が既に交付されております。

あとの影響としては、もう1点、国の裁量的な補助金について新たな交付決定は行わない、もしくはその執行を留保するという方針も示されております。これについては、今後の動向に注視していかなければいけないと思っております。具体的には例えば市道整備であるとか、農産関係の補助金等の新たな内示決定が少し遅れるのかなという思いはしておりますが、具体的には今のところ何も影響は受けておりません。

ただ、国がごたごたしておりますので、これが長引くようであれば来年度の予算編成といえますか、今年度の予算についても何らかの影響は避けられないと思っておりますので、引き続き国の動向には注視してまいりたいと思っておりますし、庁内にもそういう文書を財政課長宛てで通知しているところです。

○加藤委員

わかりました。

もう1点、先般市民部でも聞いたのですけれど、室積のコミセンを例に挙げて言うのですが、市民部でお聞きしたときに、市民部に下りてきたときには、建物の建て替えという理解だという答弁があったわけです。それまでは、政策企画部で持っておられて、いろいろなイメージなどを市民と一緒にとりまとめられたと思うのですが、そこでとりまとめられたのが基本構想であって、基本構想を元に、基本計画に入るわけですが、それが市民部になったということは、本当にその建物だけ、市民部は建物だけを考えればいいという、そういう理解で市民部に回されたと、私どもは理解しているのかどうかをお聞かせいただきたいと思えます。

○小田企画調整課長

ただいまのお尋ねですが、建て替えだけかということについては、当然基本構想を企画でつくって、本年度から成案となった基本構想部分も含めて市民部に移管しております。

それ以降のことは、市民部の考え方になりますので、私からどうこう言うものでもないとは思いますが、基本的には現状の、今年度の審議の状況等を見ますと、当然建物の建て替えだけという論点ではないのかなと考えております。市民部のことなので、これ以上のことはお答えしづらいということです。

○加藤委員

全体的なこともあるから、今までは基本構想というのは、政策企画部でいろいろな立場から検討し、基本構想をつくりました。そして、この基本構想を実現するために、計画にするために、所管にあとはお願いしますという形ではないかと思うわけです。ですから、そうすると、基本構想にある市民と一緒に、いわゆるつくられたテーマであると

か何であるとかというものの実現をどうやって図るか、市民部において、所管において、そういう流れではないかと私は思うわけですが、そういう理解でよろしいですか。

○小田企画調整課長

基本的には先ほどもお答えしましたように、基本構想ができあがって、それに基づいて基本計画を策定していく作業を、今行っているということですので理解しております。

○加藤委員

それはわかりました。

光市の政策立案の過程からすると、いろいろな現場から持ちあがってきたものが、いろいろな政策に出てくる。それをいろいろな面で調整されるというのが、今の政策企画部の役割であろうと思うわけです。そこで全体感を調整するというか、方向性、ベクトルを合わせるという作業をされるのだと思うのですが、私はその各所管が、そのベクトルに対して全体感を持って上がって調整して、全体感をまたみんな各所管が持ってもらわないといけないと思うのですが、それに当たって、共有しているのかなという不思議な感じがするときがあります。その共有するという作業は、きちんとされているのかどうか。それはどういう工程でされているのかということをご教示いただきたいと思います。

○小田企画調整課長

全体のいわゆる政策なり、市の方向性の調整と、目的をいかに同じにしていくのかということのお尋ねであろうと思います。

最初に2点に分けて御説明したいと思います。まず1点目は、やはり市民も含めまして今後のまちづくりの政策の方向性等に関しては、議員仰せのとおり目的なりを同一に向かっていかないといけないということで、総合計画、後期基本計画の中で、市の重点的な考え方、それぞれの分野の考え方を整理し、これは所管とも調整を経た上で作成しております。

そういう状況の中で、個々の所管においても、第一義的には政策、光市の向かうべき政策は、考え方を同じにしているものと理解しておりますし、各所管にも十分熟知をしていただくようお願いはしているところです。

もう1点、個々の政策を最終的にどう調整していくのかというお尋ねですが、基本的には本課、企画調整課の役割としては、総合調整、あるいは政策調整会議によって政策決定に至るまでの総合調整を行っているところです。

まず、個々の計画の策定、立案に関しては、従来総合調整という立場から計画の立案段階、計画の途中段階、例えば中間発表の段階、それと最終とりまとめの時点、こうした段階において、本課を含めて、財政が必要であれば財政課もそうですが、総合調整を行っております。

これに加え、最終的な決裁の段階で、合議という形で最終調整を行ってきたのが現状

です。

ただ、そうした状況の中、議員御指摘のとおり所管によって庁内調整が不十分であることも否めなかったということで、これを行政の仕組みとして制度化するために、政策の決定に関しては、平成21年5月に、市の最高意思決定機関として、ただいま申し上げました政策調整会議を設置したところです。

主要な計画、施策に関しては、この場において市行政としての審議の決定及び総合的調整を行うということで、その後最終的な決裁という手続を経て、最終的な意思決定を行っているという現状です。

○加藤委員

わかりました。今、同僚議員も言いましたけれど、公共施設マネジメントは今からやるということは、ある程度、庁内全体に行きわたっている話でしょうか。

○小田財政課長

やるという方向性を含めて、今年度調査研究という位置づけで進めているということです。とは言いましても、調査研究を進めているのは、前向きにそういう方向で調査研究を進めると御理解ください。

ただ、そういう決定の方針をまだ定めているわけではありませんので、庁内全体での全体的な意識の共有は、まだできている状況にはありません。

○加藤委員

わかりました。そういう段階だろうと思うわけですが、誰が見ても、これについてはやらざるを得ないという状況にあるのではないかと思うのです。そういうことであれば、そういう調査研究期間の時期とはいえ、今後の、例えば、公共施設の建設に当たっては、当然所管の段階で、それはそういう方向性があるわけですから、どうするかということ、を当然所管の段階で考えてくるべきではなからうかと思いますが、どうですか。「わしらはわしらの施設だ」みたいに、「お前らここで調整しなさい」という話では僕はだめだと思うのですが、その辺についてはどう思われますか。

○小田企画調整課長

個々の政策、一般論として私からお答えを差し上げますが、いずれにしてもこの公共施設マネジメントについても、総合計画に位置づけをし、調査研究をしていく。そして、総合計画に関しましては、公共施設の再編等の関係も含めて、今後のまちづくりのあり方としてお示しをしているところであります。そういう観点から申し上げますと、当然その個々の事業の立案、成案に向けては、政策調整会議という中でも論議を深めていかないといけないと思っておりますし、当然そういうことは、先ほど財政課長も申し上げたような形で、庁内への意思伝達等も図っているという状況です。

○加藤委員

結構です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第75号 平成24年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

【説 明】梅本消防担当課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】なし

【討 論】なし

【採 決】全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質 疑】

○笹井委員

入札監理課にお聞きします。入札にすべき業務と、随意契約の部分の分かれ目です。清掃などの業務委託については、私も前から大分聞いたのですが、印刷製本についてお聞きしたいのですが、印刷製本については、幾ら以上が入札で、幾ら以下が随意契約という、その境目を教えてください。

○林入札監理課長

印刷製本業務については、契約の種類が業務委託と考えられますので、地方自治法の規定により、予定価格50万円以上が入札の対象となると思います。

○笹井委員

わかりました。本件はここまでとします。

○加藤委員

何点かお聞きします。

立て続けに室積コミセンの話ばかりしていますが、その懇話会で、少し疑問を持ったものですから、まずこれは話したこともありますけれど、市民委員会とか懇話会とか協議会とかというものがありますが、これはこの権限であるとか名称であるとかというのは基本的に統一されたものはないということだったと思いますが、名称も含めてこれは各所管が全部決めるという形になっているのでしょうか。

○中村総務課長

各所管がそれぞれ、懇話会でいうとざっくりばらんな話の中といたしますか、要はその中から意見をいろいろといただくという割と柔らかいような感覚、それから協議会と申しますと、その中でも執行部がいろいろな案を示した中でいろいろな御意見をいただく、こういった若干の違いと申しますか、その辺もあろうかと思いますが、それぞれにふさわしいということで所管が名称を考えております。

○加藤委員

そういう一応の区別はあるのだらうと思うわけですが、私も昔いろいろなところに出たこともあるわけですが、それは委員さんにはきちんとわかっていることですか。これは懇話会であるとか、これは協議会で、これは市民検討委員会ですみたいな話はきちんと通っているのですか。つまり何が言いたいかという、お互いの相互理解がないと、市民の方は「おらは言ったけれど、これがどうなるのか」みたいな、結局言ったけれど決まらないとか、言ったものが決まるという感覚でおられたら、そこに不信感も生まれると思うわけですが、そういうことが、集まっていたくサイドの方にきちんと伝わっているのかどうかということをお聞きしたい。

○中村総務課長

そのあたりのことについては、委員をお願いする際や、第1回目の委員会開催の際に、この会はどのような会であるという説明は、私はなされているのではないかと認識しております。

○加藤委員

結局、その混乱の元といたしますか、名称が統一されていないところにあるのではないかと思うわけです。懇話会であるとか、協議会であるとか、いろいろなものがありますけれど、それは、その所管で懇話会がいいとか協議会がいいとか、何とか会がいいとかということもあると思いますが、ある程度、何をすべきか、何をするとところかということを決めた上で、名称を統一されたほうがいいのではないかと考える部分もありますが、いかがですか。

○中村総務課長

今議員さんおっしゃられるように名称統一ということもありますが、所管がそれぞれ、こういった会議であるのでこういった名称をつけようと、その中で要綱等を定めた上で、協議会なり懇話会なりを設置するということになるのですが、その要綱を審査するのが、私ども総務課になってまいりますので、その目的、あるいはこういった形で意見を伺うとか、そのあたりについて要綱を定める際に、その辺の審査というか、それを今後ともする中で、名称についても指示といたしますか、指導といたしますか、そのあたりもしていきたいと考えております。

○加藤委員

もう1点、前もお聞きしたことがあると思うのですが、要綱設置と条例設置の問題で、私は何らかの政策決定にかかわる場合は、要綱設置は許されることではなくて、きちんと条例に基づいてしなければならないと思うわけです。

例えば、この先出てくるかもしれませんが、まちづくり基本条例を市民と一緒につくるという話になった場合であるとか、それから前もありましたけれど、総合計画をいろいろ検討するということになれば、これは要綱ではなくて条例設置であるべきではないかと思うわけです。

全国的にも、そういう流れになりつつあるのではないかと考えていますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○中村総務課長

今後については、それぞれの会の役割、例えば政策決定に直接影響を及ぼすようなもの、これについては、当然私どもも条例設置と考えておりますことから、今後のまちづくりに大きく影響を及ぼすようなものについては、そういった方向での検討もしていかなければならないとは考えております。

○加藤委員

そこはわかりました。

もう1点、防災訓練についてお聞きしたいと思いますが、この間から皆様の御苦勞もあって防災訓練がやられているわけですが、あの防災訓練はどこかお祭りというか、イベント的な意識啓発みたいなものが主であろうと思うのです。それを全く否定するものではないし、私は必要なことであると思うのですが、今後は、ああいう地域に出て行って、地域の方にヘリコプターも呼んでみたいと話もいいのかと思うのですが、実際に起きたらどうするというリアルな防災訓練といいますか、市庁舎の実際に使う機器を皆使ってやってみるとかという防災訓練が求められると思うのですが、その辺についての感覚をお聞きしたいと思います。

○小田防災危機管理課長

ただいま議員が言われましたように、今までの防災訓練自体は、確かにショー的といいますか、見ていただくということに主眼を置いた防災訓練になっていたと思います。

その目的としては、市の関係機関であります、消防、警察、そういったお互いの防災関係機関の連携といいますか、顔を見た訓練といったものを実施することだろうと思います。

今御提案ありましたように、住民の方が、本当に参加して訓練を行うことが求められています。特に、今から津波が起きたらどうするのか、実際にその場で非難をしてみる、そういったものも取り入れていかなければいけないと考えております。

今年度の防災訓練では、今までと違って、住民の方が参加していただける訓練に時間

を割いた形にしています。それと、皆さんが出やすいように土曜日に開催をしています。

議員の御提案にありますように、これからは、本当に災害に順応したメニューを考えていかなければいけないことは、今回の防災訓練の中でも反省点として上げられているところです。

○加藤委員

私も全く否定しているわけではなくて、必要なことだと思っているのです。ただし、地域を一巡したら、ある程度違う方向でやってみることが必要でないかと思うのと、あとは図上の演習という自衛隊みたいですが、図上演習みたいなことも必要ではないかと思えます。

また、そのイベントの防災訓練についても、夏ばかりでなくて冬やってみるということも結構必要なことではないかと思うので、その話だけさせていただいて終わります。

○大田委員

先ほどの先行議員の関連ですが、5月に指名競争入札で応札がなかった。それで、6月になったら、また指名競争入札で応札した。そこはここで聞いていいでしょう。

○委員長

大田委員、何のことかわかりません。先ほどは企画で同僚議員からお話がありました。この場では初めてですので、前段部分をお話ください。

○大田委員

5月の指名競争入札で応札がなかった。今度は6月で……、どの件かを言わなければならないのか。

○津村副市長

多分、広報紙の印刷の件かと思いますが、その入札ですね。

○大田委員

そうです。

○津村副市長

これについては、5月に入札を実施しました。そのときに応札はあったわけです。しかし予定価格に達していなかった。またこの予定価格に対する6%の随意契約に移行できるという金額にも達していなかったので不落札とさせていただいた。したがって、今度は入札の設計を変えて6月にさらに実施した。決定したのは6月、7月だったか、そういう経過です。

○大田委員

市の広報において、設計を変えたと言われたですね。市の広報は決まっているのではないですか。それが何か変わるような要素があるのですか。

○津村副市長

設計内容を変更するということですから、設計において、例えば12カ月見ていたものを、11カ月にするとか、そういうものも設計内容の変更ですから、それにおいて入札をするということです。

○大田委員

それで、同じ指名業者でやられた。ただ、期間を変えて同じ業者でやられたということですか。

○津村副市長

今指名業者登録をさせておりますので、例えば不落があった場合には、やり方として同じ業者をする場合には、内容を変更してやります。今度は内容を変更しないでそのままやる場合には、今度は業者を変えてやりますというやり方です。

○大田委員

この度は、期間を短く8月から3月までやられたとお聞きしたのですが、それは間違いはないですか。

○津村副市長

はい。確かにそのように変えたと思います。

○大田委員

その金額は、前の金額と同じだったのですか。

○津村副市長

設計における総額は、変わっていたと思います。

○大田委員

設計で期間が短くなって、例えば100万円で、最初、5月のときに入札をしたときには、もう150万円ぐらいの入札があった。ですから、100万円では、とてもではないが、足りないから不落札にしました。それで、今度は、6月は設計を変えて、期間を短くして100万円にしました。100万円ではなくて98万円でもいいですが、それで入札しました。そこで、業者に指名競争入札したら、98万円以下の95万円になったかもわかりませんが、それで入札されましたということで落札されたと思うわけです。

○津村副市長

要は金額が変わっていた、入札の額は、予定価格の額を変えていたということです。

以 上